

会議記録（１）

会議名称	令和７年度第１回北本市子どもの権利委員会
開会及び 閉会日時	令和７年１０月３０日（木） 午後４時００分～午後５時４０分
開催場所	北本市役所 委員会室１
議長氏名	委員長 森田 満理子
出席 委員(者) 氏 名	森田 満理子、茂木 好、高橋 典之、新島 一彦、 須郷 聖子、福島 達雄、土田 怜菜、渡邊 仁
欠席委員 (者)氏名	岡田 真彦
説明者の 職 氏 名	こども健康部子育て支援課長 柳井 志道 こども健康部子育て支援課児童相談担当主幹 佐藤 絵美
事務局職 員職氏名	こども健康部子育て支援課長 柳井 志道 こども健康部子育て支援課児童相談担当主幹 佐藤 絵美
会議 次第	１ 開会 ２ あいさつ ３ 自己紹介 ４ 議題 （１）会議の公開、非公開について （２）「北本市子どもの権利に関する条例」及び「北本市子どもの権利委員会」について （３）子どもの権利に関する施策の実施状況について （４）その他 ５ 閉会
配布資料	令和７年度第１回北本市子どもの権利委員会次第 資料１ 北本市子どもの権利に関する条例 説明資料 資料２ 北本市子どもの権利委員会について 資料３ 子どもの権利に関する施策の実施状況について （諮問）【写し】 資料４ 令和６年度北本市子どもの権利に関する行動計画に係 る施策・事業進捗状況報告書 参考資料１ 令和７年度北本市子どもの権利委員会委員名簿 参考資料２ 北本市子どもの権利に関する条例及び北本市子どもの 権利に関する条例施行規則

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	1 開会
	2 あいさつ
委員長	【森田委員長あいさつ】
	3 自己紹介
各委員	【各委員自己紹介】
	4 議題
事務局	議事の進行につきましては、委員長にお願いいたします。
委員長	それでは、議事を進行させていただきます。議題（１）会議の公開・非公開について、事務局より説明をお願いします。
事務局	北本市では、「北本市附属機関等の会議の公開に関する規則」により会議の公開・非公開については、その会議の長が会議に諮って決定するとされております。本委員会は、「地方自治法第１３８条の４第３項に規定する市の執行機関の附属機関」でございますので、この会議の公開の可否についても、委員長より会議に諮っていただき、公開・非公開について決定していただきたいと思います。
委員長	ただ今、事務局から説明がありました会議の公開について、委員の皆様にお諮りいたします。この会議について、「北本市附属機関等の会議の公開に関する規則」に基づき、会議を公開することとしてよろしいでしょうか。あるいは、非公開にしたほうがよろしいでしょうか。
委員長	特にご意見がなければ、会議を公開するとともに資料の閲覧を認めることとして議題に進みます。 議題（２）「北本市子どもの権利に関する条例」及び「北本市子どもの権利委員会」について、事務局より説明をお願いします。

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	それでは、議題（２）「北本市子どもの権利に関する条例」及び「北本市子どもの権利委員会」について、説明いたします。 <資料> ・資料１ 北本市子どもの権利に関する条例 説明資料 ・資料２ 北本市子どもの権利委員会について
委員長	説明が終わりましたので、質問のある方の発言を求めます。
委員	「諮問」とは、どのようなことを意味するのでしょうか。
事務局	「諮問」という言葉についてですが、これは市長や市の執行機関から、「このことについて審議・検討してください」と会議に依頼することを指します。専門用語ですが、要は会議に課題を預けて、「考えてほしい、そして答えを出してほしい」という意味です。答えを出すことが「答申」になります。
委員	条例第１５条に、「広報等により普及啓発をしなければならない」とありますが、具体的にどのようなことを行っているのでしょうか。
事務局	本日、皆様の机上に配布させていただきましたパンフレットを作成、配布し、広く市民の皆様には条例内容や子どもの権利相談について周知しております。また、人権推進課において相談窓口を周知するリーフレット等を作成し、学校を通じて子どもたちの手元に届けるなどの取組も行っています。また、イベントを実施や参加により、条例や相談窓口の周知を行う等、さまざまな取り組みを進めております。
委員長	子どもは、大人とは違い、弱い立場に置かれやすいですが、本来は子どもも市民です。現状では、子どもは何もできない、守られるべき存在と見られがちですが、権利を持ち、自分の気持ちがあります。子どもの意見をしっかり聞き取り、みんながその気持ちを発見できるよう、条例や普及啓発活動を通じて意識の変化が広がることを願っています。まだスタートしたばかりですが、こうした取組が動き始めていることに意味があると

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
	思います。 ほかに何かありますか。 （特になし）
委員長	続きまして、議題（３）子どもの権利に関する施策の実施状況について、に移ります。事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議題（３）子どもの権利に関する施策の実施状況について、説明いたします。 ＜資料＞ ・資料３ 北本市子どもの権利に関する施策の実施状況について（諮問）【写し】 ・資料４ 令和６年度北本市子どもの権利に関する行動計画に係る施策・実施状況報告書
委員長	説明が終わりましたので、質問のある方の発言を求めます。
委員	資料４の６ページ、７－１子どもの権利の侵害の防止に向けた取組の「子どもの権利に関する相談窓口の設置」についてです。令和６年度の「子どもの権利に関する相談窓口」の相談件数は５６件とのことですが、年代の内訳などはどのような状況ですか。
事務局	北本市子どもの権利擁護委員活動報告書によりますと、５６件のうち、対象者として最も多かったのは「小学生」で、２４件です。次に多いのが未就学児で９件となっております。
委員	相談は、本人からでしょうか。もしくは保護者からでしょうか。
事務局	対象者が小学生の２４件の内訳は、本人からの相談が２１件、保護者からの相談が３件となっています。小学生以外対象者を含めても、本人からの相談が一番多かったという状況です。

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
委員	相談内容として多かったもの、また実際に解決に至ったケースはどのくらいあったのでしょうか。
事務局	内容で一番多かったのは「交友関係」に関するもので１３件でした。次に「関係機関の対応」が８件、続いて「学習・進路」に関する内容が６件の順となっています。なお、５６件はすべて相談対応のみで、救済の申し立てまでは至っていません。
委員長	ほかにありますか。
委員	資料４の５ページ、６－２－２養育に関する支援の充実のなかの、「産前産後子育て支援ヘルパー事業」についてです。大変良い事業だと思っておりますが、新規登録者が１０人で、４人がヘルパー派遣の利用をされたとのことですが、高齢者の場合はヘルパー利用に自己負担があると思いますが、産前産後の場合、自己負担はどのようになっていますか。
事務局	基本的に有料です。利用料は市民税の納税額に応じて３段階で設定されています。市民税課税世帯の場合、日中は１時間１,５００円、早朝・夜間は１,８００円。非課税世帯は日中７５０円、早朝・夜間９００円となっており、生活保護世帯は無料となっています。
委員	少しでも多くの大変な方に使っていただいて、虐待みたいなことが減ると良いと思うのですが、制度の周知についてはどのようにしていますか。
事務局	妊婦に対しては、妊娠届の提出があった際に、保健師からヘルパー事業を紹介しています。周知はできていると思いますが、利用数が伸び悩んでいる面もあり、今後はさらに工夫が必要と考えています。
委員	資料４の２ページ、４－１障がい児福祉施策の推進の「障害者差別解消法に関する周知啓発」について、効果測定等はされていますか。

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	現時点では具体的な効果測定は行っていません。どれほど周知できているかは把握できていません。
委員	同じく資料４の２ページ、３－２いじめや体罰等の防止に向けた取組の「自殺防止対策の推進」について、令和６年度の実施状況で参加人数が記載されていますが、子どもも含まれているのでしょうか。
事務局	子どもの参加については、当課で確認が取れていません。
委員長	子どもが相談したいことがある場合、どのように相談することができますか。
事務局	市役所に相談窓口があるほか、児童館においても週１回程度、出張相談を行っています。
委員長	来所して対面でなくても相談する方法はありますか。
事務局	電話やメール、手紙でも相談可能です。
委員	学校で子どもたちが、名刺サイズの子どもの権利相談のカードをもらってきますよね。
委員	学校現場でも条例や相談窓口についてパンフレットや相談カードなどを配布し、子どもの権利について周知をしています。計画の中に、「教職員研修の充実」もありますが、活用の仕方も含めて、パンフレット等をただ配布するだけではなく、条例が存在する意味等も合わせて説明していただき、子どもたちに伝える必要性を改めて感じています。 人権推進課の職員にも校長室に出向いて説明をしていただいています。やはり「ただ配布するだけ」ではなく、条例の意義や背景についてきちんと説明することが大切だと思います。 今後、１２月の人権週間などのタイミングも活用し、北本市の子どもの権利条例の意味や、相談窓口・制度の存在を身近なところから発信できたらと思います。

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
委員	学校などでは警察や関係機関の方が講演に来て「これはしてはいけません」といった指導をしてくださいますが、私の周りで障がい者差別の発言をしているのを聞くことが結構あったので、障がい者差別に対する講演等の取り組みをもっと行ってほしいと感じます。
事務局	学校において全校集会等で講演などを実施することも可能だとは思いますが、学校と調整が必要です。すぐの実施は難しいかもしれませんが、今後、そういったことも考えていきたいと思っています。
委員	資料４の２ページ、４-１障がい児福祉施策の推進の「発達障がい者に対する支援」についてですが、保護者支援プログラムの存在を最近知りました。この事業はどのように周知されていますか。このような事業がさらに広まると嬉しいです。
事務局	広報紙で周知するほか、市において相談対応するなかで必要と思われる方にご案内しています。まだ事業化したばかりですが、今後もさらなる周知に努めていきたいと考えます。
委員	資料４の３ページ、４-４様々な環境にある子どもたちや家庭への支援の「民間保育所運営補助事業」についてです。気になる子どもに対して保育士を加配する事業ですが、北本市においては、他自治体では実施が少ない中、市単独で個別支援事業をやっていただいております、非常に助かっておりますが、Ｂという評価はどうなのでしょう。単価も今後上げていただけると助かります。
事務局	評価については担当課による評価です。担当課においては、「計画以上にはできなかった」という評価になります。
委員	この事業を実施してもらっているおかげで、市内の保育園、幼稚園、こども園が大変助かっており、ありがたく思っております。
委員長	先ほど、障がい者差別の発言の話がありましたが、その言葉を言った人がどれほど本当にそう思って言葉にしているかわか

会議記録（２）

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	らない。相手の立場に立って、共感して。「自分ごと」としての発言とは限らないと思うのです。 また、子どもの権利相談のパンフレットを学校で配られたときに、本当に困っていて救われる子どももいるし、響かない子どももいるでしょう。 こういったパンフレットが配布されたときに、「困っている子がいる。」「知らない間に自分が傷つけていることもあるかもしれない。」「気づいてあげたい。」と思ってもらえたらいいなと思います。
委員長	ほかにありますか。
委員	障がいを持っている子どもが小さいうちは、保育園や幼稚園などの空間で、それが当たり前として受け入れられる感じであるが、大きくなるにつれて、学校で特別の教室で過ごしたり、特別な感じが出てきます。 特別支援学校の子どもの地元中学校の中に入る日があるようですが、このような機会が増えると、障がいのある子どもに対する理解にもつながると思います。
委員長	相手を悪く言うと、簡単に優位に立てる。違いに気づくことは知的なこと。権利は黙っていると守られない。だからみんなが勉強して、大人も子どもも知ることが必要です。
委員	子どもの権利と大人の権利の違いは、子どもは自分で権利を実現できないということです。大人は権利行使を自分ですることができるが、子どもはできない。それをだれがやるかと言ったら、大人です。その時、大人がどう反応できるかが難しい。 いじめの問題も、いじめられている人がいじめられていると思うことがいじめなのであって、いじめているほうはいじめていないと思っているかもしれない、だから難しい。そこをわかってもらう。
委員長	相手が困ったり、そういった相手の反応によって快感を得たりすると、余計そこを狙えば効果的だとなる。人間は難しいもので、相手の立場に立つ力だけではそこは克服できなくて、相手の立場に立ったら効果的ないじめができるというところもあ

会議記録（２）

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
委員	ります。そこでどうするかというのは思いやりで、そこを育てるしかないのですが、それには自分が大事にされないと育たないのです。 保育においてもインクルーシブ教育を進めているが、子どもは障がいがある子がいても当たり前だと思っているが、そうでないときに、どうわかってもらうかが悩みどころです。障がい者も健常者も一緒にくらすという意味の「ノーマライゼーション」という言葉もあるが、それを実現していくには努力が必要です。
委員	困っている人や大変な人がいるということを知らない人が多いですね。例えば、ろうあ者にスポットを当てたドラマや、24時間テレビを見ると、大変な人がいることを周知できるけれども、いかんせん今の子たちはテレビやドラマでやっていますが、自分の興味のあること好きなものしか見てないことが多いですから。昔は大人が観ているテレビをちらっと見て、こんな病気があるんだ、障がいがあるんだ、と子どもながらも分かって、学校の中にも障がいのある子がいて、慣れていって、大人になると、あの子そうだったんだと分かる。その分かる手段が足りなすぎるのです。
委員長	年をとるとみんなどうにかなってくるけど、目が見えないって大変なんだ、足が動かないって大変なんだってわかる。
委員	小学４年生で福祉体験があるが、その他の学年にもあるのでしょうか。
委員	小学校では４年生で福祉について学習をし、体験する機会があります。教育課程の時間の都合上、４年生に限られてしまっ てはいますが、それを広げていくことはできると思います。
委員長	クラスの中にもいろんな子がいて、いろんな出会いがある。それを広げていくということかもしれない。
委員	資料４の１ページ、２－１子どもの意見表明の機会の確保の「庁内推進体制の充実」についてですが、この中で唯一、未実

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	施になっています。子ども会議の実施等の取組は試験的に実施しているようですが、この「庁内推進体制の充実」が未実施になっているのは、どういうことでしょうか。 昨年度は、計画の初年度ということもあり、「きたもといきいき未来プラン」という計画を策定するにあたり、子どもたちの意見を聴くために、試験的に子ども会議を開催しました。子育て支援課では、こういった事例をもとに、子どもの意見表明の機会の確保のノウハウを示すガイドラインを作成し、各課に対して配布及び周知することを計画しておりましたが、実際にやってみたところ、子どもを募集しても中学生は集まらず、募集方法と進め方等がマニュアル化することができませんでした。このため、各課にノウハウを提供するということができず、E評価としております。今年度も、子どもをどのように集めるかということが課題となっています。
委員長	子ども会議って、名前が固い。立派なことやまじめなことを話さなくてはいけないというような感じ。ふらっときて、遊びながら気軽に思っていることをつぶやけるような場であったり、顔見知りでない子ども同士で話せたり。もっと、楽しめる場であるといいと思います。
事務局	埼玉県が「埼玉県こども会議」を実施していて、25人募集のところ、100人以上の応募があったと聞いています。年4回会議を開き、知事への提案もまとめているそうです。また、県のホームページでは「こどもの意見箱」もあり、自由に意見を投稿できる仕組みがあります。こうした事例等を参考に、本市でも方法を検討していきたいと思います。
委員	子どもが集まる場所として、子ども食堂や青少年団体、民間のボランティア団体などがありますが、そうした現場に足を運び、子どもたちから直接声を集める工夫も必要かもしれません。
事務局	今後は、さまざまな手法を探りながら、より安心して子どもたちが意見を出せる場を作っていきたいと思います。

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
委員長	子どもたちが、言葉にできない気持ちもあると思います。気軽に意見を出せる場であることがわかると、それが蓄積になり、意見が集まるようになるということにもつながるのではないのでしょうか。現場に出向いて耳を傾けることも必要ですね。同じ子どもでも、考えていることはそれぞれ違い、話してみると新たな発見があるかもしれません。
委員	子どもの権利に関する条例のパンフレットが更新されましたが、内容的にはあまり変更はありませんか。
事務局	中身は大きく変更しておりません。前回は、条例が新たにできたということで作成をしており、今回はデザインを変えて作成をしております。
委員長	他にご意見ありますでしょうか。 （特になし）
委員長	本日、委員の皆様からいただいたご意見等について、事務局において取りまとめ、答申案を作成の上、後日、内容について確認していただくということでよろしいでしょうか。 （特になし）
委員長	それでは、事務局において答申案の作成をお願いします。
委員長	続きまして、議題「その他」に移ります。委員の皆様からご質問やご意見があればお願いいたします。
委員	次回の開催予定について、教えていただけますか。
事務局	令和７年度の委員会につきましては、本日１回のみの開催予定です。委員長と相談のうえ、議事録や答申案がまとまり次第、メール等で皆様にご連絡・ご確認いただく形となります。
委員長	ほかに意見等がなければ、本日の議題については、以上で終了となります。議事の進行を事務局に戻します。

会議記録（２）

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	5 閉会 本日は委員の皆様、遅い時間までご協力いただきありがとうございました。 以上をもちまして、令和7年度第1回北本市子どもの権利委員会を閉会いたします。